原料費調整制度

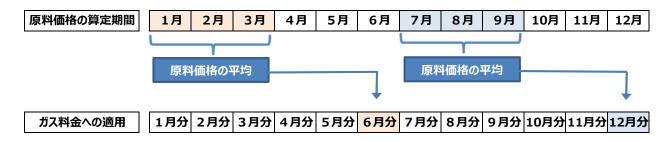
原料費調整制度とは

都市ガスの原料価格の変動を単位料金に反映する制度です。



原料価格を単位料金に反映させる時期

3ヶ月の平均原料価格を基に算定した調整単位料金は、それぞれ算定期間の最終月から3ヶ月後の検針分に適用されます。



原料価格を単位料金に反映させるしくみ

毎月の単位料金は、下記(1)~(4)の手順で算定しています。

(1) 財務省 貿易統計を基に、LNG(液化天然ガス)およびLPG(液化石油ガス)の3ヶ月間の平均価格を確認し、 それを以下の式にあてはめて「平均原料価格」を算定します。



- ※LNG、LPGの平均価格は貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりの価格となります。
- ※平均原料価格は10円未満を四捨五入いたします。
- ※平均原料価格が177,340円以上となった場合は、177,340円を平均原料価格とします。

(2)平均原料価格と、基準となる「基準平均原料価格」の差を求めます。その差を「原料価格変動額」と呼びます。
★平均原料価格が基準平均原料価格以上の場合
原料価格変動額 平均原料価格 基準原料価格
★平均原料価格が基準平均原料価格未満の場合
原料価格変動額 基準原料価格 平均原料価格
※原料価格変動額は、100円未満を切り捨てます。
(3)原料価格変動額を下記の式に当てはめ、「従量料金単価調整額」を算定します。 (原料価格変動額100円ごとに、単位料金を0.081円の割合で増減させます)
従量料金単価調整額 = 原料価格変動額 × 0.081 (1+消費税率)
(4) 基準となる「基準単位料金」に、「従量料金単価調整額」を加算または減算し、適用する単位料金を算定します。
★(2)で平均原料価格が基準平均原料価格以上の場合
実際に適用される単位料金(調整単位料金) 🛨 基準単位料金 🕂 従量料金単価調整額
★(2)で平均原料価格が基準平均原料価格未満の場合
実際に適用される単位料金(調整単位料金) 基準単位料金 一 従量料金単価調整額
※調整単位料金は、小数点第3位以下を切り捨てます